

廃第1713号
令和2年2月19日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので
通知します。

記

- 被処分者
所在地 埼玉県幸手市大字上高野2461番地2
氏名 株式会社トランシア
代表者 代表取締役 小堀 一馬
- 許可内容
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200166292号
許可年月日 平成30年8月7日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）
- 処分年月日 令和2年2月19日
- 行政処分の内容 許可の取消し
- 行政処分の理由

株式会社トランシアの役員が、さいたま地方裁判所において、道路交通法に違反し、
令和元年10月7日に同裁判所から懲役7月、執行猶予3年の刑の言渡しを受け、同
年10月22日付で刑が確定した。

この事実により役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4
号ハに該当するため、株式会社トランシアは法第14条の3の2第1項第4号に規定
する法第14条第5項第2号ニ（法人でその役員のうちに同号イに該当する者のある
もの）に該当するに至った。

環境生活部廃棄物指導課
監視指導室 指導担当
TEL 043-223-2684
FAX 043-221-5789